

## 第18号議案

品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「地域子育て支援センター（以下「センター」という。）」を「ふれあい交流室」に改める。

第11条第1項中「センター」を「ふれあい交流室」に改め、同条第2項中「センター」を「ふれあい交流室」に、「午前9時」を「午前8時30分」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（説明）地域子育て支援センターの名称を変更する必要がある。